

REF No. CS16-004
2016年6月吉日

<輸出御担当者各位>

国際海上輸出コンテナの総重量確定 (Verified Gross Mass (VGM))に関する対応について のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016年7月1日に発効になりますSOLAS条約の改正に伴い、荷送人又はその代理人は船社・コンテナターミナル責任者にコンテナ貨物総重量確定(Verified Gross Mass (VGM)) 情報を提出する必要があります。本件に関しまして、弊社では以下二通りの方法でのご提出をお取り扱いいたします。つきましては下記の通りご案内申し上げますのでご理解・ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

<1.搬入票による方法>

- VGM情報は搬入票に記載のうえ、コンテナ搬入時に搬入先ターミナルにご提出下さい。
- 搬入票に記載されたVGM情報は、本制度が規定する2つのうち何れかの方法で得られたものであり、記載内容ご確認頂き、ご署名の上ご提出願います。尚、搬入票上の署名者は国土交通省への届出又は登録が完了している業者又は、その代行者と見做してお取り扱いいたします。
- 弊社では NO VGM NO Load の方針に従いまして対応させていただきます。
搬入票上の記載間違い、漏れ、VGMと各書類・実際重量との大きな誤差が指摘された場合や、その他、本船積み付け作業に支障をきたすと判断された場合、ターミナルへの搬入お断りや予定船へのお船積みができなくなりますのでご注意願います。(状況により、再計量・VGM再提出・ターミナルからの一旦搬出などのお願ひする場合がございます。)その際生じる追加費用につきましてはお客様ご負担とさせていただきます。

<2.弊社取り扱い e-channel による方法>

- [Hapag-Lloyd Online Business](#) (Web VGM / VGM excel ; ご登録お客様のVGM 入力用)
- Bilateral EDI (お客様と弊社の EDI 直接接続)
- ポータル (INTTRA, GT Nexus, CargoSmart, DAKOSY 等)

<上記共通>

適用 ; 2016年7月1日以降船積みより

VGM CUT ; 各港の CY CUT 日と同日 (Booking Confirmation に記載されます)

注)

- 1による方法の場合、旧搬入票フォームご使用であっても記載総重量をVGMと見做してお取り扱いします。

VGM算出・確定で必要になるコンテナテアウエイト(Container tare weight)は、コンテナドアにあるウエイト表示、弊社ホームページから Online Business のご利用、または[getInfo](#)からのemail ソリューションによりご確認ください。

getInfo

- 宛先getinfo@hlag.com にメールを送信
- タイトルにC: (大文字のシー / コロン)の後コンテナナンバーを入力。
例) C:HLXU1234567
すぐに Container tare weight, maximum gross weight, max payload 等のContainer Specification情報が返信されます。

www.hapag-loyd.com

- 弊社ウェブサイトの“Trace Container”にコンテナ番号を入力
Container Specification情報が表示されます。

本件に関する最新情報や重要事項につきましては [VGM webpage](#) を弊社ホームページに開設いたしておりますので、ぜひ一度ご覧下さいますようお願いいたします。また、下記ITソリューションの導入をすすめております。

なお、国土交通省HPに詳細・ガイドラインが公表されておりますので、合わせてご参照願います。

[海事:国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について\(改正SOLAS条約関連\) - 国土交通省](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)
(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

以上

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.
As agent of Hapag-Lloyd AG